

採点 陸山会事件判決

0点以下

平成 21 年特(わ)第 517 号、平成 22 年特(わ)第 195 号

事件名 政治資金規正法違反被告事件

被告人 大久保隆規、石川知裕、池田光智 宣告日 平成 23 年 9 月 26 日裁判所 東京地方裁判所刑事第 17 部

裁判長 登石郁朗

裁判官 市川太志

藤原靖士

陸山会事件、西松建設事件の判決要旨は次の通り。

西松建設元総務部長、岡崎彰文氏は「西松建設のダミーではない」と証言。検察に都合の悪い証言は無視。

【西松建設事件】

新政治問題研究会と未来産業研究会は西松建設が社名を表に出さずに政治献金を行うために設立した政治団体であり、西松建設の隠れみのにすぎず、政治団体としての実体もなかった。献金は西松建設が自ら決定し、両研究会を通じて実行。寄付の主体はまさに西松建設だった。証明なし。第一、小沢事務所は工事発注元ではない。

証明なし。

岩手県や秋田県では、公共工事の談合で小沢事務所の了解がなければ本命業者にはなれない状況。小沢事務所の秘書から発せられる本命業者とすることの了解はゼネコン各社にとって「天の声」と受け止められていた。元公設第 1 秘書の大久保隆規被告は 2002～03 年ごろから天の声を発出する役割を担うようになった。

一方的決め付け。証明なし。

「談合」についての立件はない。

西松建設は公共工事の談合による受注獲得のために寄付しているのだから、同社としては西松建設による献金と小沢事務所に理解してもらわなければ意味がない。献金の受け入れ窓口だった大久保被告が理解していなかったとは到底考えられない。裁判官の主観による決め付け。

加えて、献金総額や献金元、割り振りなどの重要事項は、大久保被告が西松建設経営企画部長とのみ打ち合わせ、献金の減額・終了交渉でも大久保被告は「まあお宅が厳しいのはそうでしょう」と述べた。大久保被告も捜査段階で、両研究会が西松建設の隠れみのと思っていたとの趣旨を供述している。

大久保氏は公判で否認している。

大久保被告は、両研究会からの献金について、衆院議員の石川知裕被告、元秘書の池田光智被告が収支報告書に両研究会からの寄付だと虚偽の記載をすることを承知していた。大久保被告の故意は優に認められる。

決め付け。証明なし。

両研究会からの寄付とする外形は装っているが、実体は西松建設から。他人名義による寄付や企業献金を禁止した政治資金規正法の趣旨から外れ、是認されない。

「両研究会はダミーではない」との西松の元総務部長の証言で、西松事件は公判維持不能になった。この裁判長が訴因を

【陸山会事件】

変更し、陸山会事件に繰り込み、反証なしで決め付け判決。反則。

04 年分収支報告書の「借入先・小沢一郎 4 億円、備考・04 年 10 月 29 日」との記載は、体裁から陸山会が小沢一郎民主党元代表から 4 億円を借り入れた日とみるのが自然かつ合理的。被告側が主張する「同年 10 月初め～同月 27 日ごろまでに小沢から陸山会が借りた合計 4 億円」を書いたものとする、それを担保にする形をとって小沢元代表名義で銀行融資を受け、転貸された 4 億円を記載しなかったことになり、不自然。

「ひとつの口座に入金すべし」という法律はない。預金者の自由であり、犯罪の証明にならない。

加えて、石川被告が 4 億円を同年 10 月 13 日から 28 日まで前後 12 回にわたり 5 銀行 6 支店に分散入金したことなどは、4 億円を目立たないようにする工作とみるのが合理的。4 億円を原資とする土地取得も 04

年分報告書に載ることを回避しようと隠蔽（いんぺい） 工作をしたとも推認される。

▽背景事情 「推認」は事実認定の根拠にならない。

4億円の原資は石川被告らに加え、用立てた小沢元代表自身ですら明快な説明ができていない。 原資の説明は困難。

小沢氏は個人資産と説明している。内訳を説明できなくても違法ではない。

（自分の資産のどれだけが、どこから得たお金と、全部説明できる人がいますか）

当時の水谷建設社長は胆沢ダム建設工事の受注に絡み、大久保被告の要求に応じて、04年10月に5千万円を石川被告に、05年4月に同額を大久保被告に手渡したと証言したが、ほかの関係者証言や客観的証拠と符合し、信用できる。一切受け取っていないという両被告の供述は信用できない。

「客観的証拠」とは喫茶店のレシート1枚。「信用できない」は主観。証明にならない。

陸山会は04年10月ごろ、原資が明らかでない4億円もの巨額の金員を借入れ、さらに石川被告自ら、水谷建設から5千万円を受領した。 小沢事務所は常にマスコミのターゲットになっており、これらのことが明るみに出る可能性があったため、4億円借入れの事実を隠蔽しようとしたと推認できる。

本当なられっきとした収賄罪。いっさいの証拠・証明なく、裁判官が勝手に事実認定。

▽石川、池田両被告の故意

4億円や土地取得費用など合計3億5261万6788円の不記載について石川被告の故意は明らかに認められる。

裁判官の主観

石川被告は「司法書士から『本登記を行った時が正式な所有権の移転』と聞いたので本登記の日を支出日にすることが正しいと思った」と述べるが、契約の経緯や内容を前提にすると、司法書士が述べたということ自体甚だ疑わしい。仮に事実でも故意を阻却しない。

「法律家の助言に従ってはいけない」という暴論。

「疑わしきは被告人の利益に」の刑事裁判原則違反。

池田被告は4億円について「小沢元代表の純然たる個人資産で陸山会を含む関連5団体が預かっており、返済は『借入金返済』に当たらない。寄付合計1億5千万円も4億円の一部で陸山会資産でなく『寄付』には当たらない」と述べ、弁護人も故意がないという。

しかし預かり金と言いながら「預かった理由や返済時期、5団体が分けて預かる理由や金額も分からなかった」などと述べ、著しく不自然、不合理で到底信用できない。

違法行為でも何でも無い。「信用できない」は主観。

「石川被告から『小沢代議士から4億円を借りている』と聞いた」と述べ、元代表が巨額な個人資産を預ける理由もないことを勘案すると、池田被告は4億円を借入金と認識しながら返済を報告書に記載しなかったと認められる。1億5千万円についての主張も信用できず、故意があった。

通常、訂正ですむ。

▽大久保被告の故意、共謀

決め付け。

「信用できない」は主観。裏づけなし。続いて決め付け。

土地の本登記を05年に繰り延べるため、仲介業者との交渉をした際、大久保被告らは購入原資を既に確保し、当初の契約内容通り04年10月29日に残代金を完済し、所有権移転登記を受けることができた。完済後も仮登記にとどめるのは契約の経緯として極めて異例。

違法でも何でも無い。

決め付け。

当時の大久保被告は小沢事務所の資金確保を図る立場だった。大久保被告も石川被告と同様、4億円借入れがマスコミの関心の対象になることを危惧していた。

「推認」は根拠にならない。

明示的にせよ黙示的にせよ、石川、大久保両被告が意思を通じていたことが強く推認され、 そうでなくても石川被告が大久保被告に登記の繰り延べ交渉を依頼した際、隠蔽の一環として、その必要性和対応を説明し、認識を共有したとみるのが自然かつ合理的。 大久保被告が異例の交渉をしていることが証左。

池田被告も石川被告から引き継ぎを受けるなどし、4億円を報告書に記載しないこと、仮装のため設定した定期預金担保融資にかかる借入金4億円や転貸金4億円は返済も含め記載しても構わないことなど、隠蔽について石川被告の意図と方法の説明を受け、認識を共通にしたことが認められる。大久保被告は池田被告との間でも意思を通じ合ったといえる。

「隠蔽」も「認識共通」も主観による決め付け。

大久保被告が報告書の提出に関し、法的義務を負う会計責任者だったこと、小沢事務所での役割や立場を考えれば、大久保被告は4億円借入れを隠蔽する多大な利害関係があった。石川、池田両被告による報告書の虚偽記入や不記載は大久保被告にとっても自らの犯罪と評価されるべきものといえる。大久保被告に概括的な故意が認められ、共同正犯としての責任も肯定できる。

通常、訂正ですむ。証拠のない「裏金」と強引に関連づけ、「犯罪」に仕立てている。

04年分報告書の4億円や土地取得費用などの不記載、05年分報告書における土地取得費用などの虚偽記入、07年分報告書の4億円返済の不記載、これに関わるつじつま合わせのための虚偽記入や不記載も大久保被告の故意、石川、池田両被告との共謀が認められる。

政治資金収支報告書は、会計の専門家の間でも「正しい書き方」が一定でない。問題があれば修正で済む。

07年分報告書の架空寄付合計7千万円については池田被告が前記認識に基づき計上したと認めるに足る証拠はなく、池田被告から大久保被告に報告があったとも認められない。大久保被告の故意や共謀を認定するにはなお合理的な疑いが残る。

【量刑理由】

西松建設事件での報告書の虚偽記入は、03～06年までの4年分、額は陸山会の報告書では計2100万円、民主党岩手県第4区総支部については計1400万円に上る。

西松事件公判で「談合」は証明されないまま訴因変更。今回判決でいきなり決め付け。

小沢事務所は談合を前提とする公共工事の本命業者の選定に強い影響力があり、影響力を背景に公共工事の受注を希望する企業に多額の献金を行わせていた。規正法の規制の下で、引き続き企業からの多額の献金を得るため、他人名義の寄付を受け、報告書上、明らかにならないよう虚偽記入した。

決め付け。証明が一切ない。

陸山会事件では、04年分報告書の不記載総額は8億9700万円余り、05年分と07年分では5億5千万円、虚偽記入の総額は3億7千万円（大久保被告については3億円）に上っている。

政治資金収支報告書の記載は、総体で虚偽がなければ大きな問題はないはず。金額のごまかしは存在しない。

陸山会は原資を明かに説明するのが難しい4億円を小沢元代表から借りて本件土地を購入。取得時期が、談合を前提とした公共工事の本命業者の選定に対する影響力を背景に、小沢事務所が胆沢ダム建設工事の下請け受注に関し、水谷建設から5千万円を受領した時期と重なっていた。

起訴罪状にない「談合」、「収賄」を、裁判官が勝手に事実認定。刑事訴訟法違反。

そのような時期に原資不明な4億円もの資金を使って高額な不動産を取得したことが明るみに出れば、社会の注目を集め、報道機関に追及され、5千万円の授受や、小沢事務所が長年にわたり企業との癒着の下に資金を集めていた実態が明るみに出る可能性があった。本件は、これを避けようと敢行された。

決め付けの連打。「証明」が全くない。

規正法は、政治団体による政治活動が国民の不断の監視と批判の下に公明かつ公正に行われるようにするため、政治資金の収支の公開制度を設けている。

それなのに本件は、現職衆院議員が代表者を務める政治団体に関し、数年間にわたり、企業が隠れみものとしてつくった政治団体の名義による多額の寄付を受け、あるいは4億円の存在が発覚しないように種々画策し、報告書に多額の不記載や虚偽記入をしたものである。規正法の趣旨にもとる悪質な犯行だ。

この通りならば、判決は「独占禁止法違反および収賄」でなくてはならない。

しかも、いずれの事件も長年にわたる公共工事をめぐる小沢事務所と企業との癒着を背景とするもので、法の規制を免れて引き続き多額の企業献金を得るため、あるいは、癒着の発覚を免れるため、国民による政治活動の批判と監視のよりどころとなる報告書に意図的に数多くの虚偽記入などをした。

← 証明なし。

法の趣旨を踏みにじり、政治活動や政治資金の流れに対する国民の不信感を増大させ、社会的影響を見過ごすことはできない。被告らは不合理な弁解を弄(ろう)して責任をかたくなに否認し、反省の姿勢を全く示していない。

← 全員、「犯行」を全面否認しているのに、反省がないのは当然。

← 事実の証明がない上、このような一般表現は罪状の定義に用いてはいけない。

大久保被告は、自らいわゆる天の声を発する役を担当し、企業との癒着に基づいた小沢事務所の資金集めに深く関わっていた。犯情は他の被告に比べて相当に重い。石川被告が果たした役割は非常に重要で責任は大きい。池田被告が果たした役割も重要である。

談合・収賄・隠蔽ならば、実刑が当然。ないものを強引に認定し別件で有罪にしているから、実刑にできない。

他方、小沢事務所と企業との癒着は、被告らが事務所に入る前から存在し、被告らがつくり出したのではないなどの事情も認められ、刑の執行を猶予するのが相当だ。

評 定



共同通信：小沢氏の政治資金問題（ニュース特集）

<http://www.kyodonews.jp/feature/rikuzankai/2011/09/post-179.html>

判決全文 <http://p.tl/QUEt>

- ・**検察の調書を不採用にしたのに、検察の主張は丸呑み。**
- ・**公判維持不能の西松事件もろとも、証拠なしで有罪にしている。**
- ・**証拠なしの犯罪事実認定は、刑事訴訟法317条違反。**
- ・**「推認」で犯罪認定していいなら、証拠も調書もいらぬ。捜査も必要ない。裁判自体が無意味。**

ようやく陸山会事件の判決要旨を読んだ。啞然としたとしか言いようがない。こんな刑事判決があり得るのか。検察の立証をベースにしてきた従来の刑事司法を、(悪い意味で)根底から覆し、裁判所が、勝手な判断ができるのといえる。検察がストーリーを固定化して、それに沿う調査を不当な手段でとろうとするのも問題だが、それ以上に、その調書すら必要とせず、裁判所が、推測や憶測で勝手に事実を認定するようになったら、不十分とはいえ、検察という組織のハードルがかかるのと比較して、さらに事態は悪化する。今回の事件では、裁判所は、検察が用意した検察官調書という料理を食べないで推測、憶測で料理を作り上げた。こういうことがまかり通るのであれば、検察官は、適当な証拠で取りあえず起訴すれば、有罪判決もあり得るなることもある、ということで、無責任な起訴がまかり通ることになってしまう (郷原信郎氏 元検察官・弁護士 2011/10/1 ツイート)